

日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会

2006年11月16日 上智大学 高見勝利

はじめに

- ・ 「基本法制」調査に伴う調査対象の飛躍的拡大と常任委員会との権限競合問題？
- ・ 憲法改正原案の審査に関して、閉会中の審査手続を不要とし、手続を「会期不継続の原則」の特例としたことの意味ないし根拠？
- ・ 合同審査会の設置目的と独自の「勧告」権が憲法の両院制や国会法制に及ぼすインパクト？
- ・ 憲法に「密接に関連する基本法制」の調査が議院内部における法律（案）の憲法適合性審査としての機能を果たす可能性？
- ・ 公正・中立な「広報」活動と広報協議会の設置形態？